

## 稲城市立中学校の部活動における外部指導者配置事業実施要綱

令和 4 年 7 月 1 日

令和 5 年 3 月 2 0 日

令和 5 年 5 月 3 0 日

稲城市教育委員会教育長決裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、市立中学校部活動の外部指導者（学校教育法施行規則第 78 条の 2 に規定する部活動指導員に該当しない者をいう。）を配置し、部活動の指導体制充実を図るため、必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この要綱において外部指導者とは、校長が、所属職員以外の者で、所属職員（事務職員等を除く）の部活動指導の補助として、指導業務を委任した者であり、部活動において校長の監督を受け、技術的な指導に従事する者をいう。

なお、この要綱において部活動とは、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）をいう。

### (外部指導者の資格要件)

第 3 条 外部指導者の資格要件は、当該学校の所属職員（事務職員等を除く）以外の者で、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能及び、学校教育に関する十分な理解を有する満 18 歳以上の者（高校生を除く）とする。

### (外部指導者の職務)

第 4 条 外部指導者の職務は、次のとおりとする。

#### (1) 実技指導

学校における実技指導は、顧問教諭等当該学校の教職員が在籍している場合に限り、行うことができる。

#### (2) 安全・傷害予防に関する知識・技能の指導

#### (3) 学校外での活動の引率

当該学校の教職員が主たる引率者として引率する場合に限り同行することができる。ただし、大会規定に基づき、当該校長が認める場合は、外部指導者が単独で引率することができる。

#### (4) 生徒指導に係る対応

この場合、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめや暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに顧問教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応を行うこと。

#### (5) 事故が発生した場合の現場対応

この場合、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送を行い、必ず学校管理職及び顧問教諭へ報告する。顧問教諭が保護者への連絡等を行い、学校管理職に最終報告をする。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教諭等に連絡すること。

また、外部指導者は、当該部活動の顧問教諭等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図る

ものとする。

(配置)

第5条 外部指導者の配置について、部活動に関し技術指導を必要とする場合に限るものとし、稲城市立中学校部活動外部指導者申込書の提出があった者の中から、校長が外部指導者として適任であると認めた者の配置について、外部指導者配置承認申請書をもって稲城市教育委員会に申請するものとする。

2 市が部活動に関する外部指導者の配置に関する業務を事業所に委託する際、受託者は、学校に配置する外部指導者が受託者の正規職員、且つスポーツの指導に係る業務に従事している者であることを証明するものを教育委員会に提出するものとする。

(任期)

第6条 外部指導者の任期は、1年度内において、校長が定める期間とする。ただし、再任することができる。

(外部指導者に対する研修)

第7条 教育委員会及び学校は、外部指導者に対し、部活動が学校教育の一環であること等部活動の位置付けや部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであること等の教育的意義のほか、学校全体や各部の活動の目標や方針を熟知すること、生徒の発達段階に応じた科学的な指導を行うこと、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷付ける言動や体罰が禁止されていること、服務（外部指導者が校長の監督を受けることや生徒及び保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）を遵守すること等について、十分に理解させることとする。

(解職)

第8条 外部指導者が次の各号に該当する場合は、解職する。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合。
- (2) 外部指導者としての適格性を欠く場合。
- (3) 当該校長が当該校において、外部指導者の配置を行う必要がないと判断したとき。

(指導時間)

第9条 外部指導者の指導時間は平日1日2時間、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間とし、年間120時間以内とする。

2 校長は外部指導者配置計画書を稲城市教育委員会に提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

3 市と業務委託契約を結ぶ事業者の指導日数及び指導時間については別途契約内容にて定める。

(謝礼の申請)

第10条 当該校長は、外部指導者への支払いを申請するにあたって、実績報告書を稲城市教育委員会へ提出しなければならない。

2 外部指導者は、市指定の支払口座依頼書等必要書類を学校へ提出しなければならない。

3 当該校長は、謝礼の支払いの申請を四半期ごとに行うものとする。

4 教育委員会は実績報告書を確認した後、当該校長より受理した日から1月以内に

外部指導者へ支払うものとする。

5 一時間当たりの単価は、1,300円とする。一人あたりの支払い額は年間120時間以内を原則とし、これを超える場合は協議のうえ、予算の範囲内で調整できるものとする。

6 市から委託を受ける外部指導者への謝礼については、別途契約内容による。

(外部指導者の旅費)

第11条 第4条(3)に基づき、外部指導者が単独で引率する場合、又は関東大会等及び全国大会等の稲城市教育委員会が認める大会に同行する場合には、部活動交付金要綱に基づき旅費等を支払うものとする

(外部指導者の保険)

第12条 外部指導者が指導中に発生した事故等の補償については、稲城市教育委員会が別に定めるところにより加入した保険の範囲内でこれを補償する。

2 市と業務委託契約を結ぶ事業者の保険については別途契約内容にて定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条については令和5年4月1日から適用する。

(準備行為)

第2条 外部指導者の配置等に関する必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。